

環企第 317 号
平成 30 年 2 月 26 日

各市町村長 殿

山形県環境エネルギー部長
(公印省略)

市町村の地方公共団体実行計画（事務事業編及び区域施策編）の策定について

地球温暖化対策の推進に関する法律及び地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月閣議決定）では、温室効果ガス排出削減の措置等に関する地方公共団体実行計画として、市町村自らの事務及び事業に係る「事務事業編」及び市町村の区域全体を対象とする「区域施策編」を策定し実施することとされています。

当該計画の策定につきましては、事務事業編は全ての市町村に義務があり、また、区域施策編については努力義務（山形市は策定義務）とされています。

つきましては、未策定又は未改定となっている市町村におかれましては、法の趣旨を踏まえ、速やかに適切な対応を検討くださるよう改めてお願いいたします。

山形県環境エネルギー部環境企画課
地球温暖化対策専門員 木内
〒990-8570 山形県山形市松波二丁目 8-1
< TEL > 023-630-2336
< FAX > 023-630-2133
< E-mail > kinaish@pref.yamagata.jp